

労働保険関係について

資料：労働保険の成立手続きはお済みですか

①労働保険とは

労災保険と雇用保険を合わせたもの。

労働保険

・ 労災保険

労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うもの。

・ 雇用保険

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うもの。

②労働保険の適用

農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

注:

労働者とは、職業の種類を問わず、事業または事務所に使用され、賃金を支払われる者。

③労働保険の成立手続き

- ・ **労働保険**の適用事業となった場合は、
労働保険の保険関係成立届（P10参照）を所管の**労働基準監督署**に提出しなければいけません。
当該年度分の労働保険料を概算保険料として申告・納付することになります（P11参照）。
- ・ **雇用保険**の適用事業となった場合は、
上記のほかに、雇用保険適用事業所設置届（P12参照）及び雇用保険被保険者資格取得届（P13参照）を所管の**公共職業安定所（ハローワーク）**に提出しなければいけません。

④労働保険料の負担割合

・ 労災保険料率

運輸業－ 7 1 交通運輸事業 が該当

保険率 4 / 1 0 0 0

事業主が全額負担

・ 雇用保険料率

一般の事業 が該当

事業主・労働者が双方負担

令和8年4月1日～

13.5 / 1 0 0 0

事業主負担率

8.5 / 1 0 0 0

被保険者負担率

5 / 1 0 0 0

⑤ 労災保険未手続事業主に対する 費用徴収制度について

労災保険の成立手続について行政機関からの指導等を受けたにもかかわらず、
手続を行わない期間中に業務災害や複数業務要因災害、通勤災害が発生した場合



事業主が「故意」に手続を行わないものと認定し、
当該災害に関して支給された保険給付額の **100%を徴収**



併せて事業主から、
さかのぼって労働保険料が徴収
追徴金も徴収

労災保険の成立手続について行政機関から指導等を受けてはいない
ものの、労災保険の適用事業となった時から1年を経過してなお手
続を行わない期間中に業務災害や複数業務要因災害、通勤災害が発生した場合



事業主が「重大な過失」により手続を行わないものと認定し、
当該災害に関して支給された保険給付額の **40%を徴収**

⑥労災保険制度

(1) 療養（補償）給付

現物給付としての「療養の給付」

労災指定病院等で受診した場合には、原則として傷病が治癒するまでの間、無料で療養を受けられる

現金給付としての「療養の費用の支給」

労災病院や労災指定病院以外で療養を受けた場合等において支払った費用を現金で支給

(2) 休業（補償）給付

休業（補償）給付として『休業1日につき給付基礎日額の60%』及び『特別支給金として給付基礎日額の20%』とセットで支給

⑦労働保険事務組合制度

労働保険事務組合とは、

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の許可を受けた中小事業主等の団体です。

事務処理を委託する利点

- ① 労働保険料の申告・納付等の事務が事業主に代わって処理されるので、事務の省力化が図られる。
- ② 労働保険料の額にかかわらず保険料の納付を3回に分割できる。
- ③ 通常では労働保険に加入することができない事業主や家族従業員の方でも、労働保険に**特別加入**することができる。

⑧特別加入制度

労働者を使用しないで事業を行う個人貨物運送業者や個人タクシー事業者などの一人親方等の団体を労働者とみなして労災保険の適用（加入）を行うことができます。